

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月21日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/energy/mynumber_dokuji01.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/energy/mynumber_dokuji01.html</a>

執行機関名 青森県知事

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	青森県営住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号)による準県営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第一第六項 青森県営住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号)による準県営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和三十六年法律第九十三号)第1条	青森県営住宅条例第一条及び第二条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>(趣旨)            第一条 この条例は、県営住宅及び共同施設の設置及び管理について、法令及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)            第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 県営住宅 県が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。)の規定による国の補助に係るもの並びに青森県特定公共賃貸住宅条例(平成九年三月青森県条例第六号)第二条第一号に規定する特定公共賃貸住宅について用途の変更を行い、低額所得者に賃貸することとした住宅及びその附帯施設(以下「準県営住宅」という。)をいう。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>青森県県営住宅条例            青森県県営住宅規則</p>